

# 八尾市立小・中学校通学区改正審議会概要

(意見)	(答申内容への反映)
<p>I 児童の安全確保            (1) 道路整備の計画            整備中の道路ではなく、行政区を校区の区分とするほうが適当ではないか。</p>	<p>道路建設後の通学路の安全確保から、道路を区分とした。</p>
<p>(2) 通学区の計画案の変更            計画案では他校区を通らなければ決定された学校に行くことが出来ない。</p>	<p>他の校区を通らなくて良いように計画案を修正した。</p>
<p>(3) 通学距離            過度に通学距離が遠くならないように校区を設定すべき。</p>	<p>通学距離を考慮し、校区を設定した。</p>
<p>II 児童への影響            現在の通学校が変わることへの配慮            行政区と一致させるために、隣接校と校区再編を行う必要があるのではないか。</p>	<p>既に通学している児童への影響を考え、従来の小学校区を基本として校区を決定した。</p>
<p>III 過密校への対策            (1) 校区の変更            新設校に併せて、隣接する複数の小学校区と校区再編を行うべきではないか。</p> <p>(2) 新設校と既存校の人数配分            過密化の対策として小学校を新設しても、児童推計からは数年後には再度過密化するのではないか。</p>	<p>従来の小学校区を基本として校区を決定した。</p> <p>将来的には、隣接校との校区再編や児童数の推移を踏まえ検討することを答申に付記した。</p>
<p>IV 行政区と校区の関係            (1) 行政区と一致への対応            小学校新設の際には既存の小学校区を採用したが、地元住民から学校区と行政区と一致させるよう申し出があった。</p>	<p>地元住民の意向を踏まえ、行政区を基本にした校区に変更した。</p>
<p>(2) 行政区と新設校の児童数            新設校の児童数を考えると、一部の行政区を分けた校区に再編することがさらに有効だが、地元の意向は分けることに反対である。</p>	<p>地元住民の意向を踏まえ、行政区を分けずに校区を決定した。</p>
<p>V 人権への配慮について            差別を拡大し、助長することの無いように留意すべき。</p>	<p>従来から潜在する差別意識の実態を、審議会委員が正しく認識しながら審議を行った。また、差別の拡大や助長をしないよう特に留意した。従来の小学校区を基本として校区を決定した。</p>